

< 建設リサイクル法に基づく再資源化等に関する指導状況（平成 14 年度） >

項目	件数					主な指導等の内容
	期	期	期	期	合計	
法第 18 条第 2 項に基づく申告の受付	0	0	0	0	0	
法第 19 条に基づく助言	11	48	77	50	186	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入予定の再資源化施設について確認し、不適と思われる場合に適切な施設に持ち込むよう指導。 ・ 建設発生木材の再資源化等に関して、届出書に縮減する旨の記載が認められたため、再資源化に努めるよう助言。 ・ 再資源化が不可能と自己判断し、縮減したので事前に行政に連絡して了解をとるよう助言。 ・ 再資源化施設が数カ所あるにもかかわらず、1ヶ所のみから受入を断られたため、縮減しようとしたので他施設にも確認するよう助言。 ・ 再資源化等を適正に行なうための施設が明確でなかったことから助言。
法第 19 条に基づく勧告	0	1	1	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設しか持たない下請業者が営む中間処理施設に建設発生木材が持ち込まれていたため、報告徴収を行ったうえで、再資源化施設に搬出するよう勧告。 ・ 報告徴収の結果、建設発生木材の再資源化等が確認できず、発注者への再資源化の事前説明等もなかったことから発注者への事前説明等について勧告。 ・ 特定建設資材廃棄物を再資源化施設で処理することとしていたところ、元請業者はこの内容を理解していたものの、下請業者が誤って処分してしまったため、下請業者への対象建設工事の届出内容の徹底や十分な指導に関して勧告。 ・ 建設発生木材を焼却施設を用いずに現場で焼却していたことから、適正に再資源化等を行うよう勧告。
法第 20 条に基づく命令	0	0	0	0	0	
法第 42 条第 2 項に基づく報告徴収	0	82	202	328	612	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体工事現場で再資源化等の適正な実施が確認できなかったため報告徴収。 ・ 再資源化等の方法について報告徴収。
法第 43 条第 1 項に基づく立入検査	28	207	1,940	437	2,612	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の普及、啓発を主たる目的とした立入検査。 ・ 廃棄物処理法における立入検査の際、再資源化等をするための施設、その関連施設の確認。 ・ 通報による作業状況の確認。

「期」：建設リサイクル法施行日（平成 14 年 5 月 30 日）～6 月 30 日

「期」：平成 14 年 7 月 1 日～9 月 30 日

「期」：平成 14 年 10 月 1 日～12 月 31 日（10/21～10/25 全国一斉パトロール実施期間）

「期」：平成 15 年 1 月 1 日～3 月 31 日

（参考）「縮減」：焼却等により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為